

経済産業省

官 印 省 略
20220518中第4号
令和4年5月23日

中小企業政策審議会
会長 三村 明夫 殿

経済産業大臣 萩生田 光一

下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準に関する意見の求めについて（諮問）

下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条第1項の規定に基づく振興基準について、同法第27条第3項の規定に基づき、下記の事項等に関する改正について貴審議会の意見を求めます。

記

- 一 価格交渉や価格転嫁しやすい取引環境整備のために必要な改正
価格交渉の促進、支払方法の改善、知財取引の適正化、パートナーシップ構築宣言の推進等に関する事項。
- 二 下請Gメンが把握した問題事例に対応するための改正
短納期発注、内示と発注の差への対応、返品・やり直し及び損害賠償への対応、下請事業者の仕入先に対する親事業者の干渉、協賛金など不合理な利益提供要請への対応等に関する事項。